

「指定訪問看護」重要事項説明書

【令和6年6月1日現在】

医療法人 馨仁会
藤掛病院訪問看護センター

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 馨仁会
所在地	岐阜県可児市広見876
代表者	理事長 藤掛 仁博
電話番号	0574-62-0030

2. 事業所概要

事業所名称	藤掛病院訪問看護センター
所在地	岐阜県可児市広見876
管理者	藤井 恵
電話番号	0574-62-0030
介護保険事業所番号	岐阜県 2113100156

3. 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

訪問看護実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職種	常勤		非常勤		備考
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	—	1名	—	—	訪問看護師兼務
訪問看護師	1名	2名	名	名	管理者兼務1名 外来兼務1名

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 国民の祝日・年末年始（12月31日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6. 通常の事業の実施地域

可児市・御嵩町

7. 提供するサービス

- 1) サービス提供に当たっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態への予防となるよう、適切にサービスを提供します。
- 2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすい説明を行います。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なくお尋ねください。
- 3) サービス提供に当たっては、訪問看護計画書に基づき、利用者の機能回復を図るよう適切に実施いたします。
- 4) 提供した、訪問看護に関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。
- 5) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- 6) 当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

8. 利用料の支払いについて

契約者は、別紙に定める利用料金を基に計算された月毎の合計金額を、翌月 10 日までに外来窓口にて現金でお支払いください。介護保険においては、翌月 10 日以降 15 日までにお支払いください。

9. 利用の中止、変更、追加

- 1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。
- 2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。
- 3) 申し出無くご不在の場合、キャンセル料として、実費相当額をお支払いいただきます。但し、病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

10. 担当職員の変更

- 1) 利用者はいつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- 2) 当事業所は、担当の訪問看護職員が退職や配置替え等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護職員を変更することがあります。

11. 高齢者虐待防止について

事業所は、ご利用者様の人権擁護・虐待防止などのため、指針を整備し責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止の啓発・普及するための研修を実施する等措置を講じます。

- 1) 事業所は、ご利用者様が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。

2) 当該事業所の従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

1.2. 業務継続に向けた取り組みについて

1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開始を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

2) 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。

3) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底します。

4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1.4. 緊急時における対応について

1) 事業所の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

2) 管理者は、市町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

緊急時の対応方法（状況に応じて連絡してください。）

① 藤掛病院訪問看護センター

平日時間内（0574-62-0030）藤掛病院内

夜間休日（080-1611-6633）

② かかりつけの医療機関

藤掛病院（0574-62-0030）

③ 救急車 119番

15. 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設ご利用	ご利用時間 毎日 午前9時 ～ 午後5時30分 ご利用方法 電話 0574-62-0030 苦情箱（声のポスト）設置：外来、入院窓口 受付窓口：外来、入院窓口（担当者：リスクマネージャー） 訪問看護師代表者、介護支援専門員代表者
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

★公共機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

可児市役所 高齢福祉課 介護保険係	所在地 岐阜県可児市広見1-1 電話番号 0574-62-1111 FAX 0574-63-4406 対応時間 平日 午前9時 ～ 午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-275-9825 FAX 058-275-7635 対応時間 平日 午前9時 ～ 午後5時

16. 利用料金及び具体的なサービス内容（介護保険、医療保険）

「重要事項説明書別紙」をご参照ください。

本書面の内容を証するため、本書2通を作成し、契約者、当事業所が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 訪問看護センター _____ 印

私は、本書面に基づいて上記職員から訪問看護サービスについての重要事項について説明を受け、訪問看護の提供開始に同意しました。

利用者 _____ 印

家族等 _____ 印

(続柄： _____)